

報道資料

令和6年7月2日

県土マネジメント部 道路建設課 道路政策係
課長補佐 熊谷（内4141）
係長 中山（内4143）
TEL 0742-27-7495（直通）

「奈良県道路整備基本計画(案)」への意見募集について

本県では、道路整備を総合的かつ計画的に推進するため、平成26年7月に、今後5箇年の道路の方向性を示した「奈良県道路整備基本計画」を策定、令和元年10月に改定し、多様化、複雑化する道路整備の取組を体系的、総合的、計画的に進めてきました。

これまでの取組で、道路整備は着実に進捗している一方で、社会資本整備をめぐる状況は大きく変化してきており、特に、切迫する巨大災害や加速するインフラの老朽化、インバウンド観光需要への対応などといった社会の要請に応える必要があります。

この度、従来の考え方や取組を継承しつつ、社会情勢の変化や、本県の道路を取り巻く状況の変化などに対応するため、本計画の案をとりまとめました。

つきましては、本計画の案に対し、広く県民の皆様からご意見を募集します。

今後、頂いたご意見を参考として、奈良県道路整備基本計画改定を行います。

1. 募集期間 令和6年7月2日(火)～令和6年7月31日(水)

2. 公表の方法

(1) 閲覧

- ・県政情報センター(県庁東棟1階)
- ・県民お役立ち情報コーナー(奈良県産業会館・吉野町中央公民館・橿原総合庁舎・県立図書情報館)
- ・奈良県 県土マネジメント部 道路建設課(県庁分庁舎6階)

(2) 奈良県ホームページへの掲載

- ・奈良県 県土マネジメント部 道路建設課ホームページに掲載
(<http://www.pref.nara.jp/11806.htm>)

3. 意見の提出方法

郵送、ファックス、メール送信フォーム(お問い合わせフォーム)

詳しくは、別紙「《概要版》『奈良県道路整備基本計画(案)』の意見募集」をご覧ください。

〈問い合わせ先〉

奈良県 県土マネジメント部 道路建設課 道路政策係

TEL:0742-27-7495 FAX:0742-26-1360



FAX : 0742-26-1360

〇意見募集について

ご意見は、①郵送、②ファックス、③メール送信フォームのいずれかでご提出ください。

奈良県道路整備基本計画(案)の本編および参考資料は、奈良県ホームページ*1でご覧いただけるほか、県政情報センター、県民お役立ち情報コーナー*2などで閲覧いただけます。

*1 奈良県ホームページ

・<https://www.pref.nara.jp/item/309345.htm#itemid309345>

*2 県民お役立ち情報コーナー

・県立図書情報館(奈良市)・奈良県産業会館(大和高田市)・橿原総合庁舎(橿原市)・吉野町中央公民館(吉野郡吉野町)

奈良県道路整備基本計画(案)に対する意見記入欄

①【郵送の場合】

こちらの部分を切り取って、投函してください。
切手は不要です。
裏面も記入してください。

②【FAXの場合】

本ページをそのまま送信してください。

⇒ **0742-26-1360**

※お掛け間違いのないよう、ご注意ください。
なお、下記の項目をご一緒に記入ください。

性別 男 女 年齢 10歳未満 10代 20代 30代 40代 50代 60代 70歳以上

住所 都道府県 市区町村

氏名 電話 () -

③【メール送信フォームの場合】

奈良県ホームページ内の意見募集専用バナーより送信できます。また、右側QRコードからもフォームにアクセスできます。



<https://www.secure.pref.nara.jp/3267.html>

〇提出期間

令和6年7月2日(火) から
令和6年7月31日(水) まで **必着**
(郵送は消印有効)

〇お問合せ先

(受付:午前8時30分~午後5時00分(平日))
奈良県 県土マネジメント部
道路建設課 道路政策係
電話 0742-27-7495

奈良県道路整備基本計画(案)へのご意見

- ・該当する表題に☑ (チェック)をつけてください。
- ・その他事項は、()内に記載してください。

表題	<input type="checkbox"/> 「整備すべき道路のあり方」について <input type="checkbox"/> 「道路整備の進め方」について <input type="checkbox"/> その他 ()
----	--

ご意見	
-----	--

《概要版》

『奈良県道路整備基本計画(案)』の意見募集

令和6年7月
奈良県 県土マネジメント部 道路建設課

本県では、道路整備を総合的かつ計画的に推進するため、平成26年7月に、今後5箇年の道路の方向性を示した「奈良県道路整備基本計画」を策定、令和元年10月に改定し、多様化、複雑化する道路整備の取組を体系的、総合的、計画的に進めてきました。

これまでの取組で、道路整備は着実に進捗している一方で、社会資本整備をめぐる状況は大きく変化してきており、特に、切迫する巨大災害や加速するインフラの老朽化、インバウンド観光需要への対応などといった社会の要請に応える必要があります。

この度、従来の考え方や取組を継承しつつ、社会情勢の変化や、本県の道路を取り巻く状況の変化などに対応するため、本計画の案をとりまとめました。

つきましては、本計画の案に対し、広く県民の皆様からご意見を募集します。

今後、頂いたご意見を参考として、奈良県道路整備基本計画改定を行います。

● 奈良県道路整備基本計画(案)の構成

I. 「整備すべき道路のあり方」

1. 道路の役割

(1) 道路の役割

- ・人やモノの移動の円滑化・地域経済の活性化
- ・人やモノの移動の安全性向上・地域の強靱化
- ・車中心から人中心の空間の構築

(2) 目指す姿と方向性

- 県内産業や地域の振興を目指す奈良 ➢ 快適で豊かに暮らせるまちを目指す奈良
- 魅力であふれる観光地を目指す奈良 ➢ 災害等のリスクに強い県土を目指す奈良

2. 骨格幹線道路ネットワークの形成

(1) 幹線道路の意義と整備状況

- ① 幹線道路の意義
- ② 幹線道路の整備状況及び広域的な計画の変遷

(2) 骨格幹線道路ネットワークとその考え方

- ① 対象路線の考え方
- ② 骨格幹線道路ネットワーク

(3) 骨格幹線道路ネットワーク実現のための事業展開

- ① 路線の線的整備の推進
- ② 結節点の点的整備の推進
- ③ 課題箇所の面的検討

3. 奈良県経済の進展に対応した目的志向の道路整備の推進

(1) 企業立地を支援する道路整備の推進

- ① 企業立地環境の改善
 - 新たな工業ゾーンの創出
 - 工業団地へのアクセス道路の整備
- ② 通勤や業務移動の円滑化
 - 効率的かつ効果的な渋滞対策の推進
 - バス通勤環境の向上

(2) 観光振興に資する道路整備の推進

- ① 観光地へのアクセス性の向上
 - 観光地への端末アクセス道路の確保
 - 効率的かつ効果的な渋滞対策
 - 公共交通の利用環境の整備
 - 公共交通を補完する交通手段の確保
 - デジタル技術革新を活用した新たな取組
- ② 観光地間の周遊促進
 - 各種ソフト施策の実施
 - 世界遺産等を周遊するルートの形成
 - 自転車による周遊促進
- ③ 観光地内の回遊促進

(3) まちづくりに資する道路整備の推進

- ① 道・駅・まちの一体的なまちづくり
 - 乗継ぎ、乗換え利便の向上
 - 生活空間における歩行者・自転車利用環境の向上
 - 駅周辺の回遊まちづくり
 - 無電柱化の推進
- ② 公共交通利便の増進
 - 病院等の整備と一体となったアクセス道路の確保
 - 路線バス等の利便性の向上
 - 沿道店舗周辺の幹線道路機能の確保
 - 地域公共交通の維持・充実を図る取組との連携
 - 新たな交通システムの導入検討
- ③ 生活空間における道路環境整備の推進

4. 安全・安心を支える道路整備の推進

(1) 災害に強い道路の整備

- 紀伊半島アンカールートの早期整備
- 役場や災害拠点病院等へのアクセスの改善
- 災害時の安全かつ円滑な移動の確保
- 道路防災・減災対策の推進
- 県南部・東部地域の生活拠点を中心とした安全な道路整備の推進
- 無電柱化の推進

(2) 計画的な維持管理の実施

- 事後保全から予防保全への転換推進
- 道路維持管理のさらなる推進
- 市町村への支援(垂直補完)

(3) 暮らしを支える交通安全対策

- 効率的かつ効果的な交通安全対策
- 通学路等の安全確保
- 総合的な歩道整備の推進

5. 整備にあたっての条件・配慮事項

(1) 風格ある景観形成と環境への配慮

- ① 観光地等における総合的な景観形成
- ② 設計水準の底上げ
- ③ 環境への配慮

(2) 道路ストックの有効活用と効率的な整備

- ① 既存道路の効果的活用
- ② 道路ストック活用等による効率的な整備の推進
- ③ 最適なストック管理の推進
- ④ 無電柱化の推進
- ⑤ 多様な交通モードとの連携

(3) 使い易さの追求

- ① 分かりやすい案内標識の整備
- ② 適時かつ的確な道路情報の提供
- ③ バリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進

(4) 新たなニーズの把握

- 観光地等における道路交通の実態の把握
- 県南部・東部地域の生活拠点を中心とした安全な道路の実態把握

II. 「道路整備の進め方」

1. 「選択と集中」の深化と道路整備の体系化

(1) 段階に応じた評価の実施

- ① 計画段階: 都市計画の見直し
- ② 事業着手前段階: 新規事業化における評価基準の設定と評価実施プロセスの徹底
 - 必要性の調査
 - 優先度の判定
- ③ 事業段階: 各段階における適切な事業評価の実施
 - 新規事業採択時評価の実施
 - 事業再評価の実施
 - 事後評価の実施

(2) 「選択と集中」に基づく予算・事業マネジメント

- ① 重要事業・重要施策への重点的投資
 - 重要な事業への重点的投資
 - 重要な施策への重点的投資
 - 重点的投資に必要な予算・財源の確保
- ② 進捗管理型投資
- ③ 計画的な用地取得や工事の推進
 - 用地取得と工事実施環境を踏まえた投資
 - 事業の進捗見通しの確保

2. 連携・協働と説明責任

(1) 市町村等の関係機関との連携・協働

- ① まちづくりとしての総合性の重視
- ② 多様な主体との連携の重視
- 他の道路管理者等との連携・協働
- 警察との連携・協働
- 関係行政分野や事業者との連携
- 住民等との協働

(2) 説明責任の重視

- ① 積極的な県民コミュニケーション
- ② 施策の「見える化」と県民意見の反映
- ③ 供用目標の宣言

3. 契約・許認可の適正確保と品質向上

(1) 入札契約の適正確保

- ① 公共工事の品質の確保
- ② 公共工事の透明性、競争性、公平性の確保
- ③ 発注単位等の工夫による効率化の推進

(2) 許認可における適正確保と利便性向上

◆ 皆様からいただいたご意見は、「奈良県道路整備基本計画(案)」の検討目的以外の用途には利用しません。

◆ ご意見に対する個別回答はいたしかねますので、あらかじめその旨ご了承願います。

◆ 賛否の結論だけを示しただけのものや、趣旨が不明確なものにつきましては、県の考え方をお示しできない場合があります。

◆ 意見を取りまとめた上、ご意見の概要と考え方、本案を修正した場合はその内容について、奈良県ホームページ等において、一定期間公表します。

◆ 記載項目のうち、個人情報とは、必要に応じてご意見の具体的な内容について確認させていただくためにご記入いただくものであり、公表いたしません。

◆ また、個人情報は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、「奈良県個人情報保護条例」に基づき、適切に取り扱うとともに、上記目的以外では使用しません。

<切り取り>

料金受取人払郵便



差出有効期間
令和6年
7月31日まで
(切手不要)

郵便はがき

6 3 0 8 7 9 0

(受取人)

奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県 県土マネジメント部
道路建設課 道路政策係
「奈良県道路整備基本計画(案)」
意見募集(パブリックコメント)担当 行



性別	<input type="checkbox"/> 男	年齢	<input type="checkbox"/> 10歳未満	<input type="checkbox"/> 10代	<input type="checkbox"/> 20代	<input type="checkbox"/> 30代
	<input type="checkbox"/> 女		<input type="checkbox"/> 40代	<input type="checkbox"/> 50代	<input type="checkbox"/> 60代	<input type="checkbox"/> 70歳以上
住所	都道府県		市区町村			
氏名	電話		() -			